

トルクレンチ等導入促進助成金 交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、不適切なタイヤ交換作業や日常点検の未実施等を主要因とするホイールナットの緩みの防止や、タイヤ交換後の増し締め作業を励行させるため、トルクレンチの導入促進を図り、近年、特に積雪寒冷地域で増加傾向にある車輪脱落事故を根絶するため、第3条で規定する機器を導入した北ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

(交付対象)

第2条 交付対象者は助成対象機器の導入時及び支払い時、並びに申請時に会員であり、会費未納等が無い者とする。

(助成対象機器)

第3条 助成対象機器は以下のとおりとする。

なお、中古品・レンタル品及び国等から補助金が交付された機器並びにインパクトレンチは対象としない。

- (1) トルクレンチ（プレセット型等）
- (2) トルクレンチ（電動型等）

※トルクセッターや電動タイヤレンチ等の名称のもので、高精度なトルク管理が可能な機器

- 2 前項で定めた機器は、令和7年4月1日から令和8年2月27日の間に購入し支払い（リース契約の場合は契約締結）が行われたものを助成対象とする。
- 3 前項の支払い及び契約は、会員事業所によって行われていなければならない。

(助成額)

第4条 助成金の交付額は、会員が当該年度に新たに導入した機器取得額（セット・付属するスタンド等含む）の2分の1とし、以下に示す助成上限額をもって交付する。

なお、取得額はトルクレンチの本体価格とし消費税は含まない。

- ① 締め付け能力が600N・m以上のトルクレンチ：

上限 50,000 円（北ト協2万円・全ト協3万円）

（※車両総重量8t以上の事業用トラックを保有している場合のみ申請可）

- ② 締め付け能力が600N・m未満のトルクレンチ：

上限 20,000 円（北ト協2万円）

(助成上限台数)

第5条 本事業の助成上限は、会員1事業所につき1台までとする。

(助成金の請求)

第6条 会員は、助成金を請求する場合、以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出しなければならない。

(1) 北ト協で定めた各様式

- (i) 様式1 「トルクレンチ等導入実績報告書（兼助成金交付請求書）」
- (ii) 様式1-2 「トルクレンチ等導入促進助成金内訳書」
- (iii) 様式2 「誓約書」

(2) 添付書類

- i 助成対象機器の型式及び取得額がわかる書類の写し
(見積書・納品書・請求書・リース契約書等)

※ リース契約や割賦購入の場合は、販売店・代理店が発行した見積書等を添付する。

- ii 助成対象機器の支払いを行ったことがわかる書類の写し
(領収書・リース契約書・割賦販売契約証)

※ 領収書に他物品の支払額が含まれている等、同号の添付書類「i」の金額と一致していない場合は、以下のいずれかの対応を行う。

- (1) 金額の内訳が確認できる書類の添付

- (2) 余白に「申請機器〇〇台分の支払いを含む。」と記入

- iii 締め付け能力が確認できる書類の写し
(製品カタログ等)

- iv 第4条①の申請の場合、車両総重量8t以上の事業用トラックを保有する事業者の証として自動車検査証（自動車検査証記録事項）の写し（1台分）を添付する。

2 北ト協は、請求を行った会員に対し必要に応じて、申請内容の確認若しくは別途書類の提出を求めることができる。

(申請期間)

第7条 令和7年4月1日から令和8年2月27日まで（北ト協必着）とする。

2 前項で定める期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了するものとする。

(会員の責務)

第8条 会員は、助成金の交付を受け導入した機器を有効に活用し、適切な整備管理を行わなければならない。

(助成金の交付)

第9条 北ト協は、第6条に基づく助成金の請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

2 前項に係わり、助成金の交付を受けられなかつた会員の不利益等に対する責任は、北ト協はこれを負わない。

(助成金の返還)

第10条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(機器の処分制限)

第11条 会員は、助成対象の機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定める。

(附則) (令和5年3月24日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より施行する。

(附則) (令和5年5月10日)

第1条 第6条(ii)を追加。

(附則) (令和6年3月26日)

本要綱は令和6年4月1日より施行する。

(附則) (令和7年3月24日)

第6条(ii)を追加。

本要綱は令和7年4月1日より施行する。